各地方運輸局交通政策部交通企画課 沖縄総合事務局運輸部企画室

御中

総合政策局公共交通政策部交通計画課

「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた 一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等 の周知について

一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送に使用される特定の車両(以下「使用車両」という。)について、一定の停留所(以下「停留所」という。(※))のうち、都道府県警察が構成員として含まれる地域公共交通会議又は運営協議会における協議で認められたものについて、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第46条の規定による駐(停)車可の交通規制の可否の検討をはじめとする対応がなされるよう、警察庁より各都道府県警察へ「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」(平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号。参考)のとおり通達が発出されている。

当該通達及び「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第85号)によれば、使用車両について、下記の協議のいずれかで認められた停留所において、道交法第46条の規定による駐(停)車可の交通規制の可否の検討をはじめとする対応がなされることとなることから、その旨を管内地方公共団体に周知されたい。

記

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づ く協議会における協議(都道府県公安委員会が構成員として含まれるものに限 る。)
- ・道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域

公共交通会議(都道府県警察が構成員として含まれるものに限る。) における 協議

・同施行規則第51条の7に規定する運営協議会(都道府県警察が構成員として含まれるものに限る。)における協議

## (※)「一定の停留所」

- ・地域間幹線バス系統(複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの。)である路線に係るバス停留所(フィーダー路線としての一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)又は自家用有償旅客運送との接続地点となるものに限る。)
- ・2以上の一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行を除く。)が 乗り入れるバス停留所(いわゆるハブ停留所)
- ・地域内フィーダー系統(バス停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間 交通ネットワーク(地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内 定期航空路をいう。)と接続して支線として運行している地域公共交通をいう。) であるバス路線に係るバス停留所
- ・交差点付近や病院・公共施設の付近のバス停留所であって、交通量を勘案して バス停留所の使用が乗降時の安全性確保の観点から必要と認められ、かつ、交 通流の観点から支障がないと認められるもの

以上